

内閣参質二〇八第六〇号

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種受験手数料の増額改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種受験手数料の増額改定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「国家試験」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法律において「国家試験」と規定されている試験のうち令和二年度から令和四年度までの期間に実施又は実施予定のものであつて、新型コロナウイルス感染症対策を理由の一つとして受験手数料が増額されたものはないと承知している。

なお、御指摘の「行政書士、情報処理技術者、情報処理安全確保支援士、電気主任技術者、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士の各資格試験」のように、法律の規定に基づき、業務に關し「必要な知識及び能力」又は「必要な知識及び技能」について行われる試験のうち同期間に実施又は実施予定のものであつて、新型コロナウイルス感染症対策を理由の一つとして受験手数料が増額されたものは、行政書士試験、給水装置工事主任技術者試験、社会保険労務士試験、社会福祉士試験、介護福祉士試験、精神保健福祉士試験、高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験、電気主任技術者試験、液化石油ガス設備士試験、情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験である。

これらの試験の受験手数料の算出の考え方や根拠は、各省のホームページ等で公表しており、その金額の見直しについては、新型コロナウイルス感染症対策の実施状況や当該試験の運営状況等を総合的に勘案し、個別の受験手数料ごとに判断されるものと考えている。